

# 皆さんのご協力をお願いします

平成22年度から

# 国民健康保険税の税率等を改正

国民健康保険（国保）は、職場の健康保険、後期高齢者医療制度と並ぶ医療保険の一つで、病気やけがをしたときに、安心して医療機関で受診できるように、みんなで助け合う制度であり、市が保険者となり運営をしています。

市は国保事業を展開するため、加入者の国保税と国・県などの負担金や、市の一般会計からの繰入金を主な財源とする独立採算の国保特別会計を設けています。

加入者が医療機関で受診した際の治療費などの7割を、この国保特別会計から負担しています。

## 国保税の税率等改正（引き上げ）の背景

本市では近年、加入者の高齢化や医療技術の高度化により医療費の増大が進む一方で、国保税の税率等は、これまで据え置かれてきました。

表1 改正前と改正後の国保税率等

区分	平成21年度 (改正前)	改正後	
		平成22・23年度	平成24年度以降
医療分	所得割	4.80%	6.50%
	資産割	37.5%	30.0%
	均等割 (被保険者1人当たり)	9,000円	15,000円
	平等割 (1世帯当たり)	18,000円	20,000円
後期高齢者 支援金分	所得割	3.0%	2.5%
	均等割 (被保険者1人当たり)	9,000円	12,500円
介護 納付金分	所得割	1.2%	1.3%
	均等割 (被保険者1人当たり)	12,000円	12,500円

表2 改正前と改正後の国保税納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
改正前				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
改正後			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	

とが見込まれるため、一般会計から3億円の特別繰入金の補てんを行います。

## 平成22年度以降の税率等の改正内容

市財政（一般会計）も厳しい状況の中、今後も国保事業の財源不足分を一般会計から継続的に補てんすることは困難な状況です。

こうした現状を踏まえ、市では国保事業の健全な運営を今後も維持していくため「匠瑳市国民健康保険事業財政健全化計画（平成22年度～26年度）」（4～5ページ参照）を策定し、やむを得ず税率等の改正（引き上げ）を行うことになりました。

◆税率等の改正  
税率等の改正にあたっては、納税者の急激な負担増加を緩和するため、平成22～23年度の間は一般会計からそれぞれ7500万円の特別繰入金を本年度に引き続いて見込み、特例税率を設けました。

◆納期の改正  
今回の税率等の改正による納税者の急激な負担を軽減す

今回の改正により平成22年度以降の税率等は表1の通り段階的に引き上げられます。

## 《国保税額の参考例》

世帯主43歳：給与収入320万円（給与所得206万円）  
固定資産税10万円（土地および家屋のみ）  
妻42歳：所得なし 子（2人：15歳、12歳） 計4人世帯の場合

	平成21年度 (改正前)	改正後	
		平成22・23年度	平成24年度以降
医療分	174,500円	222,400円	242,400円
後期高齢者支援金分	87,900円	93,200円	93,200円
介護納付金分	44,700円	47,400円	47,400円
計	307,100円	363,000円	383,000円

るため、平成22年度から普通徴収（現金納付または口座振替）の納期を8期から9期へ拡大します。（表2参照）  
今回の税率等の改正に伴い、納税者の皆さんには厳しい経済情勢の中、大きな負担をお願いすることになります。将来にわたり医療費をはじめとする保険給付事業などを安定的に運営していくため、国保財政の健全化にご理解とご協力をお願いします。

## 問 税務課市民税班

☎ 73・0087

## 高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額（年額）

所得区分	国民健康保険または医療保険+介護保険		後期高齢者医療制度+介護保険
	70歳未満の人	70~74歳の人	
上位所得者 (70歳未満) 現役並み所得者 (70歳以上)	126万円 (168万円)	67万円 (89万円)	67万円 (89万円)
一般	67万円 (89万円)	56万円 (75万円)	56万円 (75万円)
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	34万円 (45万円)	31万円 (41万円)
	低所得Ⅰ		19万円 (25万円)

- ※（ ）は初年度（平成20年度）の限度額 対象期間は平成20年4月1日～平成21年7月31日
- ・上位所得者（70歳未満）世帯全員の基礎控除後の所得金額が600万円を超える世帯
  - ・現役並み所得者（70歳以上）同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の人
  - ・低所得Ⅱ（70歳以上）世帯全員が住民税非課税の人
  - ・低所得Ⅰ（70歳以上）世帯全員が住民税非課税で所得0円（年金受給額80万円以下）の人
  - ・一般 上記のいずれにも該当しない人

利用したときの利用者負担

分 ④要介護状態区分別の支給限度額を超えてサービスを

常生活費 ③福祉用具購入費

または住宅改修費の1割負担

①入院時の食事代や差額ベッド代 ②施設サービスなどでの食費・居住費・その他の日常生活費

【対象とならないもの】

負担の合計額です。

◆対象となる自己負担額は？

医療保険の高額療養費および介護保険の高額介護サービス費の適用を受けた後の自己負担の合計額です。

◆対象となる自己負担額は？

帯は対象となりません）

の自己負担額の合計が限度額を500円以上超えている世帯です。（※医療保険と介護保険の両方の自己負担が無い世帯は対象となりません）

◆対象となる世帯は？

同じ医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・その他の健康保険）に加入している世帯を単位として毎年8月1日～翌年7月31日までの1年間（平成20年度分については平成20年4月1日～平成21年7月31日までの16か月間）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額

◆申請方法は？

基準日（7月31日）に加入していた医療保険の窓口申請してください。国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入して、今年度対象になると思われる世帯には関係書類が郵送されます。

ただし、平成20年4月1日～平成21年7月31日までの間に①市外から転入した人、②加入していた医療保険に変更があった人には通知されませんので、該当すると思われる人は窓口へ問い合わせてください。国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している人は、加入している健康保険組合に問い合わせてください。

◆申請方法は？

基準日（7月31日）に加入していた医療保険の窓口申請してください。国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入して、今年度対象になると思われる世帯には関係書類が郵送されます。

利用者負担を軽減できます

## 高額医療・高額介護合算療養費制度の申請が始まります

平成20年4月から「高額医療・高額介護合算療養費制度」が導入されました。この制度は、同じ世帯で利用した医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担額を合算し、高額となった場合に限度額を超えた分を支給するものです。これまでも医療保険と介護保険のそれぞれに月単位の限

度額が設定されていて「高額療養費」「高額介護サービス費」として支給する制度がありました。しかし、両方を合わせると高額になってしまいうせ帯が少なくありませんでした。「高額医療・高額介護合算療養費制度」はこの負担を軽減するために始まりました。

登録受付を行います

## 平成22年度分 市臨時職員募集

### 職種および条件

職種	賃金	勤務時間	資格等
一般事務	日額 6,160円	8:30~17:15	不要
保育士・幼稚園教諭	日額 7,600円	8:30~17:15	必要
保健師	日額 9,600円 時間額1,239円	8:30~17:15	必要
看護師・栄養士 歯科衛生士	日額 8,400円 時間額1,084円	8:30~17:15	必要
調理員	時間額 850円	給食センター勤務 8:30~16:15 保育所勤務 8:30~14:30	不要
児童クラブ 指導員	月額118,000円 時間額 950円 または 870円	13:30~18:30	不要

※上記条件については、変更になる場合があります。  
※市民病院およびそうさめくもりの郷については市民病院事務局（☎72-1525）まで直接問い合わせください。

対象…心身ともに健康な人 登録有効期間…4月1日から1年間（平成21年度登録者は手続き不要）  
採用時期・期間…平成22年4月1日以降1年以内  
※登録方法など詳細は総務課人事班☎73-0084まで

問 市民課 国保年金班・保険料班 ☎73-0086、高齢者支援課 介護保険班 ☎73-0033

### 【支給例】

夫とも75歳以上（一般）の場合  
（夫）入院して診療を受けました  
⇒医療費の負担額 1か月/4万4400円  
（妻）介護サービスを利用しました  
⇒サービス費の負担額 1か月/3万7200円  
これまでは1年で97万9200円の自己負担  
⇒「高額医療・高額介護合算制度」導入後は…  
自己負担の合計額-自己負担合算後の限度額  
(97万9200円) (56万円)  
⇒⇒⇒41万9200円が支給されます